

東浦町老人短期入所事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要援護老人の介護者に代わって当該要援護老人を一時的に養護する必要がある場合等に、当該老人を一時的に養護老人ホームで養護することにより、これら要援護老人及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、町内に住所を有する 65 歳以上の者で、日常生活を営むのに支障があるもののうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する要介護認定申請又は同法第32条第1項の規定による要支援認定申請（以下「要介護・要支援認定申請」という。）をし、同法第27条第6項の要介護認定又は同法第32条第6項の要支援認定により非該当（以下「非該当」という。）と認定されたものとする。

2 前項の場合において、当該事業の対象者となろうとする者が要介護・要支援認定申請を行わないときは、地域包括支援センター等関係する職員による調査を行い、当該者が非該当に準ずる状態であることを確認した上で対象者とするものとする。この場合において、非該当に準ずる状態とは、日常生活自立度チェック表（様式第1）の日常生活自立度（寝たきり度）「O、J又はA」、かつ、日常生活自立度（認知症老人）「0又はI」とする。

3 高齢者虐待等により、町長が必要と認めた者。

(実施施設等)

第3条 この事業の実施施設は、あらかじめ町長が指定した養護老人ホームとする。

(利用の要件)

第4条 この事業を利用できるのは、利用対象者が次に掲げる場合に該当するときとする。ただし、疾病その他のため、実施施設での養護が不適當な場合を除く。

(1) 利用対象者の介護を行っている家族が、次に掲げる理由により、その家庭において当該要援護老人を介護できない場合

ア 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護及び学校等の公的事業への参加

イ 私的理由

ア以外の場合

(2) 前号以外の場合であって、要援護老人がその家庭において介護を受けることができない場合

(利用の期間)

第5条 利用の期間は、1年度あたり 14 日以内とする。ただし、町長が必要と認めたときは、利用期間を延長することができる。

(利用の手続き)

第6条 この事業を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、老人短期入所事業利用申込書(様式第2号)に健康診断書及び法第12条第3項に定める介護保険被保険者証(要介護・要支援申請を受けていない場合は、地域包括支援センター等関係する職員が作成した日常生活自立度チェック表)の写しその他必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあった場合には、速やかに利用の要否、利用期間及び実施施設の収納能力等を調査し、利用の決定を行うものとする。

3 町長は、前項により事業の利用が適当であると認めるときは、老人短期入所事業台帳(様式第3号)を作成のうえ、老人短期入所事業利用(期間更新)決定通知書(様式第4-1及び様式第4-2)により、速やかに申込者及び実施施設の長に通知するものとする。

4 町長は、第2項により事業の利用が適当でないと決定したときは、老人短期入所事業利用(期間更新)申込却下通知書(様式第5)により、速やかに申込者に通知するものとする。

(緊急利用の手続き)

第7条 前条の場合において、緊急を要すると町長が認める場合にあっては、申込者は、口頭により申し込むことができるものとする。

2 町長は、前項による申込みがやむを得ないものと認めるときは、実施施設の長の同意を得て、利用の決定をすることができるものとする。

3 前項により利用の決定を受けた場合には、利用者は、速やかに次条規定する手続きをしなければならない。

(入所の手続き等)

第8条 利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用対象者の入所時に誓約書(様式第6)を実施施設の長に提出するものとする。

2 実施施設の長は、利用者から在宅時における利用対象者の健康状態及び特性について十分聴取のうえ、円滑な保護に努めるものとする。また、必要に応じ、健康保険証等の写しの提出を求めることができるものとする。

(利用の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消し、又は利用期間を短縮することができる。

(1) 利用期間満了前に、利用の要件に該当しなくなった場合

(2) 利用の決定後に、利用対象者の疾病等のため、実施施設での養護が不適当と認められる場合

(3) 虚偽その他不正な手続きにより決定を受けた場合

(4) その他やむを得ない事情により利用対象者の入所を継続することが困難な場合

(取消し等の通知)

第10条 町長は、前条により利用決定の取消し等の決定をしたときは、老人短

期入所事業利用取消等通知書（様式第7）により利用者及び実施施設の長に通知するものとする。

（利用期間の更新）

第11条 利用者は、決定を受けた利用期間の更新を希望するときは、老人短期入所事業利用期間更新申込書（様式第8）を町長に提出するものとする。

2 第6条の規定は、利用期間の更新の手続きについて準用する。

（利用の報告）

第12条 実施施設の長は、毎月の利用者の状況を、翌月10日までに老人短期入所事業利用状況報告書（様式第9）により町長に報告しなければならない。

（費用負担）

第13条 町長は、利用料基準額（利用対象者の養護に要した経費をいう。）として1人につき1日3,810円を実施施設の長に支弁するものとする。

2 利用者は、東浦町手数料条例（昭和59年東浦町条例第8号）の規定に基づき、養護老人ホームへの老人短期入所手数料を町長の指定する日までに納付しなければならない。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者であつて、第4条第1号ア又は同条第2号の要件に該当する場合は、これを減免することができる。

（手数料の減免）

第14条 前条に規定する養護老人ホームへの老人短期入所手数料の減免を受けようとする者は、老人短期入所手数料減免申請書（様式第10）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があつた場合は、内容を審査して減免の必要があると認められるときは、老人短期入所手数料減免決定通知書（様式第11）により、必要と認められないときは老人短期入所手数料減免却下通知書（様式第12）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。ただし、別表1、別表2及び別表3の利用料基準額については、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行し平成2年4月1日から適用する。ただし、

飲食物費相当額については平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月1日から施行し平成3年4月1日から適用する。ただし、飲食物費相当額については平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行し平成4年4月1日から適用する。ただし、別表1、別表2及び別表3の飲食物費相当額については平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表1から別表3の利用料基準額、別表4の送迎費利用料基準額及び痴呆性老人加算の規定については、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表1から別表3の利用料基準額、別表4の送迎費利用料基準額及び痴呆性老人加算の規定については、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表1から別表3の利用料基準額、別表4の送迎費利用料基準額及び痴呆性老人加算の規定については、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表1から別表3の利用料基準額、別表4の送迎費利用料基準額及び痴呆性老人加算の規定については、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表1から別表3の利用料基準額、別表4の送迎費利用料基準額及び痴呆性老人加算の規定については、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表1から別表3の利用料基準額、別表4の送迎費利用料基準額及び痴呆性老人加算の規定については、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

日常生活自立度チェック表

| 日常動作チェック表 | | | | 調査日 | . . | | 調査者 | |
|------------|--------------------------|---|----|------|-----|--|-----|------------------------|
| 番号 | | 氏名 | 年齢 | 調査状況 | | | | |
| 項目 | 評価 | 現状 | | | | | | 備考 |
| 歩行 (屋外) | | ひとりで 普通に ゆっくり (杖等なしで 杖等が必要) できるが非常に時間がかかる 0 1 2 3 4 | | | | | | 段差 10cm以上 |
| | 介助必要 | ひとりで歩いて 手や肩につかまり 支えるように 2 3 3 4 5 | | | | | | 6~9cm 5cm以下 |
| | 歩行不能 | 車いすなら外出できる 車いすにも乗れない 6 6 | | | | | | すり足歩行 |
| 歩行 (屋内) | | ひとりで 普通に ゆっくり (杖等なしで 杖等が必要) 壁、手すり等につかまり 0 1 2 3 4 | | | | | | はえる はえない |
| | 介助必要 | 手や肩につかまり 支えるように 3 4 5 | | | | | | |
| | 歩行不能 | 手すり等につかまりベッド廻りのみ 抱きかかえベッド廻りのみ 寝たきり 5 6 6 | | | | | | |
| 立位 | 起立 | 普通に 時間はかかるが一人で 何かにつかまれば 支えるように 抱きかかえて 立てない 0 2 3 4 5 6 6 | | | | | | |
| | 保持 | 普通に 10分位ならひとりで 何かにつかまれば 支えていれば 抱きかかえて 0 2 3 4 4 5 6 | | | | | | |
| 座位 | 起座 | 普通に 時間はかかるが一人で 何かにつかまれば 抱きかかえて 座れない 0 3 3 4 5 6 6 | | | | | | |
| | 保持 | 普通に 背もたれがあれば普通に 背もたれがあっても30分位まで 0 1 2 3 4 背もたれ、支える物があっても30分位まで 背もたれがあってもじきにずり落ちる 5 6 | | | | | | |
| 寝がえり | | 普通に 時間はかかるが一人で 何かにつかまれば 介助すれば 全面介助 0 4 4 5 5 6 6 | | | | | | 褥瘡 |
| 排泄 | 小便 | 普通に 便所に間に合わない 介助により便所で 一人で簡易便器 介助で簡易便器 常時おむつ等 0 ことがある 1 2 3 3 4 5 6 | | | | | | 便意 小便 有・無 大便 有・無 |
| | | 普通に 便所に間に合わない 介助により便所で 一人で簡易便器 介助で簡易便器 常時おむつ等 0 ことがある 2 3 3 4 5 6 | | | | | | |
| | (おむつ なし 夜間のみ 常時 尿管 人工肛門) | | | | | | | |

| | | | |
|------------|----|--|--|
| 食 事 | | 普通に こぼすが一人で 一部介助で 全面介助で 0 1 2 3 3 4 5 6 | はし、スプーン 入れ歯 |
| | | (場 所 食堂 自室の机 ベッド (起座 寝たまま) (内 容 家族と同じ やわらかいもの きざみ食 流動食 経管栄養) | |
| 着脱衣 | | 普通に 時間はかかるが一人で 一部介助 (袖通し ボタン等) 全面介助 0 1 2 3 4 5 6 | |
| 入 浴 | | 普通に 時間はかかるが一人で 一部介助 (出入り 洗う) 全面介助 シャワー浴 清拭 0 1 2 3 4 5 6 6 6 | |
| 意 志 疎 通 | 理解 | 普通の会話 日常生活上の質疑なら 簡単な質問なら 簡単な質問も応答できない時がある 0 1 2 2 3 3 4 簡単な質問も応答できない時が多い 反応するが理解していない 反応しない 5 6 6 | 発語 普通 聴き取りにくい 発語できない |
| | 表示 | 普通に 簡単なことだけ自分から 質問に対してのみ 意思表示しない 0 1 2 3 4 5 6 | |
| | 記憶 | 普通 物忘れが時々ある 物忘れが目立つ 最近の事も忘れる 直前の事も忘れる 0 1 2 3 4 5 6 | |
| 参 考 事 項 | | | 0 普通にできる |
| | | | 1 ゆっくりだがひとりで |
| | | | 2 どうかひとりで |
| | | | 3 少し介助が必要 4 中程度の介助が必要 5 ほとんど介助する 6 全面介助 |

日常生活自立度 (寝たきり度)

| 健 康 | 生活自立 | 準寝たきり | 寝たきり | |
|--------------------|--|--|---|---|
| O | J | A | B | C |
| 特に障害もなく日常生活は自立している | 何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する | 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 食事、排泄、着替はほぼ自立 | 歩行困難で、屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である 食事、排泄、着替のいずれかに要介助 | 移動は全面介助を要し、一日中ベッドで過ごす 食事、排泄、着替の全てに全面介助を要する |
| | 1. 交通機関等を利用し て外出する 2. 隣近所へなら外出する | 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている | 1. 介助なしに車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う座位を自力保持できる 2. 介助により車いすに移乗し、食事または排泄に介助を要する座位保持に介助を要する | 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない |

認知症の症状チェック表

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 無表情、無感動の傾向がみられる | 14. 話のつじつまが合わないこと時々がある | 24. 食事をしたことをすぐに忘れる |
| 2. ぼんやりしていることが多い | 15. 今までできた簡単な仕事ができない | 25. 上着に足を通したりズボンをかぶったりして、洋服を着られない |
| 3. 今までできたことでも根気が続かない | (草取り、部屋の整理、洗濯物の整理等) | 26. 汚れた下着をそのまま着てしまう |
| 4. 生活が単調、画一的になった | 16. ガス、電気の消し忘れ、水道の締め忘れがしばしばある | 27. 同居家族の名前や関係がわからない |
| 5. 「あれをして、これをして」など一日の生活の計画を立てられない | 17. 買物のおつりの計算ができない | 28. しばしばトイレの場所がわからなくなる |
| 6. 仕事をてきぱきと片付けられない | 18. 中断するとそれまでやっていたことを忘れてしまう | 29. しばしば家がわからなくなる |
| 7. 反応が遅く、動作がもたつく | | 30. 着替え、食事、排泄などが一人でできない |
| 8. 同じことを繰り返し話したり尋ねる | 19. 薬をきちんと飲めない | ことがしばしばある (精神面で) |
| 9. 相手の意見を聞かない | 20. 季節や目的に合った衣服を選べない | 31. 独り言や同じ言葉をブツブツ繰り返していることが多い |
| 10. 何度教えても日付があやふやになる | 21. 昨日のことをすっかり忘れる | 32. 誰もいないのに「いる」というなど、妄想がしばしばあらわれる |
| 11. 着替えや入浴を嫌がるようになった | (通院内容ではなく通院したこと自体を) | 33. 現実とは違う世界にいる |
| 12. 身だしなみに無頓着になった | 22. お金などのしまい場所を忘れ、取られた等と騒ぐことがある | 34. 食べられないものを口にする |
| 13. もの忘れ、置き忘れが目立つようになった | 23. 頻繁に尿意をもよおす | |
| 参 考 事 項 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

問題行動チェック表

| 項 目 | 0. 正 常 | 1. 軽 度 | 2. 中 度 | 3. 重 度 |
|-------|--------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 記憶障害 | 0. なし | 1. もの忘れ、置き忘れが目立つ | 2. 最近の出来事がわからない | 3. 自分の名前がわからない 寸前の事も忘れる |
| 失見当 | 0. なし | 1. 異なった環境におかれると一時的にどこにいるのかわからなくなる | 2. 時々自分の部屋がどこにあるのかわからない | 3. 自分の部屋がわからない |
| 攻撃的行為 | 0. なし | 1. 攻撃的な言動を行う | 2. 乱暴なふるまいを行う | 3. 他人に暴力をふるう |
| 自傷行為 | 0. なし | 1. 自分の衣服を裂く、破る | 2. 自分の身体を傷つける | 3. 自殺を図る |
| 火の取扱 | 0. なし | 1. 火の不始末をすることがある | 2. 火の不始末が時々ある | 3. 火を常にもてあそぶ |
| 徘徊 | 0. なし | 1. 時々屋内でうろうろする (昼 夜) | 2. 家中をあてもなく歩きまわる (昼 夜) | 3. 屋外をあてもなく歩きまわる (昼 夜) |
| 不穏行為 | 0. なし | 1. 時には興奮し、騒ぎたてる (昼 夜) | 2. しばしば興奮し、騒ぎたてる (昼 夜) | 3. いつも興奮している (昼 夜) |
| 不潔行為 | 0. なし | 1. 衣服等を汚す | 2. 場所をかまわず放尿、排便する | 3. 糞尿をもてあそぶ |
| 失 禁 | 0. なし | 1. 誘導すれば自分でトイレに行く | 2. 時々失禁する | 3. 常に失禁する |

| | |
|------------------|--|
| 参 考 事 項 | |
| | |
| | |
| | |

日常生活自立度（認知症老人）

| ランク | 判定基準 | 見られる症状・行動例 |
|-----|---|--|
| 0 | 特に認知症の症状はない | |
| I | 何らかの認知症の症状を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している | |
| II | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ 等 服薬管理、留守番(電話の対応や訪問者との対応など)がひとりでできない等 |
| III | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる やたら物を口に入れる、物を拾い集める 徘徊、失禁、大声、奇声をあげる |
| IV | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護が必要 | 火の不始末不潔行為、性的異常行為 等 |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする | せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状やそれに起因する問題行動が継続している 等 |

様式第2（第6条関係）

老人短期入所事業利用申込書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
 （申込者） 氏 名
 （利用者との続柄 ）
 電 話（ ） -

東浦町老人短期入所事業の利用について、次のとおり申し込みます。なお、利用者負担金については、遅滞なく納入します。

| | | | | |
|--------------------------------|--|-------------------|-------------------------|-------|
| 利用 対 象 者 | ふりがな | | 性 別 | 男 ・ 女 |
| | 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| | | | 申込者との続柄 | |
| | 住 所 | (電話 -) | | |
| 世帯区分 | 1 生活保護世帯 2 その他の世帯 | | | |
| 利用理由 | | | | |
| 期 間 | | ※ 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 緊急時 連絡先 (申込 者を除 く) | ふりがな 氏 名 | | (利用者との続柄) (電話 - -) | |
| | 住 所 | | | |
| | ふりがな 氏 名 | | (利用者との続柄) (電話 - -) | |
| | 住 所 | | | |
| | ふりがな 氏 名 | | (利用者との続柄) (電話 - -) | |
| 住 所 | | | | |
| 利用希望施設名 | | | | |
| 備 考 | | | | |

様式第3 (第6条関係)

老人短期入所事業台帳

番 号

| | | | | | | |
|------------|------------|----------------------|-----------------|----------------------|-------|--------|
| 利用対象者 | ふりがな 氏名 | | 性別 | 男女 | 生年月日 | 年 月 日生 |
| | 住所 | | | | | |
| | | 新規申込時 | | 変更後 (年 月 日) | | |
| 申込者 | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) | | (利用対象者との続柄) | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | | | | | |
| 緊急連絡先 | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) | | (利用対象者との続柄) | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | | | | | |
| | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) | | (利用対象者との続柄) | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 電話 | | | | | |
| | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) | | (利用対象者との続柄) | | |
| | 住所 | | | | | |
| 電話 | | | | | | |
| 利用対象者の世帯区分 | | 1 生活保護世帯 2 その他の世帯 | | 1 生活保護世帯 2 その他の世帯 | | |
| 利用の状況 | 実施事業 | 施設名 | 入所期間 | 入所理由 | 担当処理日 | |
| | | | ・ ・ ～ ・ ・ | 社会的・私的 | | |
| | | | ・ ・ ～ ・ ・ | 社会的・私的 | | |

様式第4-1 (第6条関係)

老人短期入所事業利用 (期間更新) 決定通知書

第 号
年 月 日

(申込者)

様

東浦町長

年 月 日付けで申込のあった老人短期入所事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

なお、利用期間内においても、利用の必要がなくなったときには、速やかに申し出てください。

| | |
|---------|--------------------------|
| 利用対象者氏名 | |
| 利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで (日間) |
| 利用理由 | 社会的理由・私的理由 |
| 利用者負担金 | 1日につき 円 |
| 実施施設名 | (電話 -) |
| 備考 | |

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4-2 (第6条関係)

老人短期入所事業利用 (期間更新) 決定通知書

第 号
年 月 日

(施設長)

様

東浦町長

東浦町老人短期入所事業実施要綱第6条第3項の規定の基づき、次のとおり決定しました。

| | | | | |
|--------------------|------------|---------------------------|---------|-------|
| 利用者 | 氏名 | (利用対象者との続柄) | | |
| | 住所 | (電話 - -) | | |
| 利用対象者 | ふりがな | | 性別 | 男・女 |
| | 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | | | 申込者との続柄 | |
| | 住所 | (電話 -) | | |
| | 世帯区分 | 1 生活保護世帯 2 その他の世帯 | | |
| 利用理由 | | | | |
| 期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 緊急時連絡先 (申込者を除く) | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) (電話 - -) | | |
| | 住所 | | | |
| | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) (電話 - -) | | |
| | 住所 | | | |
| | ふりがな 氏名 | (利用対象者との続柄) (電話 - -) | | |
| | 住所 | | | |
| 備考 | | | | |

様式第5（第6条関係）

老人短期入所事業利用（期間更新）申込却下通知書

第 号
年 月 日

（申込者）

様

東浦町長

年 月 日付けで申込のあった短期入所の利用については、次のとおり承認できないので通知します。

| | |
|--------|--|
| 利用対象者 | |
| 利用申込事業 | |
| 理由 | |

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

（施設長）

様

（利用者）

住 所
氏 名

この度、東浦町老人短期入所事業実施要綱に基づき決定された老人短期入所事業の利用にあたり、下記の利用対象者について、その身元を引き受け、利用の期間が終了したときは、必ず本人を引き取ることを誓約します。

記

1 利用対象者

住 所
氏 名

2 利用の期間

年 月 日から 年 月

日まで

（ 日間）

様式第7（第10条関係）

老人短期入所事業利用取消等通知書

第 号
年 月 日

(利用者)

(施設長) 様

東浦町長

東浦町老人短期入所事業実施要綱に基づく老人短期入所事業の利用について、次のとおり利用の取消、利用期間の短縮を決定しましたので通知します。

| | |
|--------------------|--|
| 利用対象者氏名 | |
| 利用対象者住所 | |
| 取消等を決定した 事項及び内容 | |
| 取消等の理由 | |

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 (第 11 条関係)

老人短期入所事業利用期間更新申込書

年 月 日

東 浦 町 長

(利用者)

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で決定された老人短期入所事業の利用について、次のとおり期間を更新したいので申し込みます。

| | | |
|---------------|-------------|------------------------|
| 利用対象者 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 決定された 利用施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 利用期間 | 決定期間 | 年 月 日から 年 月 日までの 日間 |
| | 延 長 希望期間 | 年 月 日から 年 月 日までの 日間 |
| 更新を希望する理由 | | |

様式第 10 (第 14 条関係)

老人短期入所手数料減免申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者住所
氏 名

年 月 日付け、第 号で利用の決定を受けた次の利用対象者に係る短期入所手数料について、東浦町老人短期入所事業実施要綱第 13 条第 2 項後段の定めにより、減免していただきたく申請します。

| | | |
|-------------------|---------------------------|--|
| 利用対象者 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 利用期間 (日数) | 年 月 日から 年 月 日まで (日 間) | |
| 減 免 の 額 (算出基礎) | 円 (利用日数 日 × 日額手数料 円) | |

様式第 11（第 14 条関係）

老人短期入所手数料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった老人短期入所手数料減免申請については、次のとおり決定します。

| | | |
|-------|----------------|--------------------------|
| 決定の内容 | 利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで (日間) |
| | 減免の額 (算出基礎) | 円 (利用日数 日×日額手数 円) |

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

老人短期入所手数料減免却下通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった子老人短期入所手数料減免申請については、次の理由により却下します。

却下理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。